

勤労者退職金共済機構の独立行政法人化と制度改革について

1. 勤労者退職金共済機構（勤退共）は、平成15年10月1日付けで独立行政法人に移行。しかし、従前どおり各共済間の区分経理や建退共の運営委員会の設置が法定化されている。
2. 独法化に際し、民間人の樋爪龍太郎氏（日銀出身、62才）が理事長に就任。副理事長は廃止されるが、理事長代理が設置され、建退共事業について理事長を代理する。
3. 同じく10月より、建退共制度の将来に渡る安定的運営のため、予定運用利回りが4.5%から2.7%に引下げられる。（ただし、平成15年9月までの掛金納付分については従来どおりの予定運用利回りが適用される。）
また、掛金日額が303円（附加金3円を含む。）から310円に引上げられる。（旧証紙は新証紙と交換可能。）
*詳細は別紙のとおり
4. 毎年10月に実施される建設業退職金共済制度加入促進強化月間に併せて、10月6日（月）に勤退共が「建設業退職金共済制度加入促進等連絡会議」を開催する。

平成15年10月1日から 建退共の制度が一部かわります。

勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部

I. 建退共の退職金額が改定されます。

1. 制度の安定的な運営を図るために、現行の予定運用利回りが4.5%から2.7%に変更されることに伴い退職金額が改定されます。
2. 現在、加入されている方の退職金は、平成15年9月末までの掛金納付分は、従来通りの予定運用利回りが適用されますが、平成15年10月1日以降の掛金納付分については、2.7%で算定したものとを合算した額が支給額となります。
3. 平成15年10月1日以降に加入された方については年2.7%で算定された退職金額となります。

II. 建退共の掛金日額を改定いたします。

退職金給付水準を維持するため掛金日額を

300円から310円に改定いたします。

なお、現在いただいている3円の附加金は、廃止いたします。

新退職金額早見表（掛金日額310円で計算、平成15年10月1日以降に加入した場合）

掛金納付年数(月数)	退職金額	掛金納付年数(月数)	退職金額
2年(24月)	15万6千円	25年(300月)	292万7千円
5年(60月)	40万8千円	30年(360月)	371万7千円
10年(120月)	93万6千円	35年(420月)	461万0千円
15年(180月)	154万8千円	37年(444月)	499万6千円
20年(240月)	220万5千円	40年(480月)	563万3千円

お 問 い 合 わ せ は

建退共事業本部 TEL03(5400)4326

本部・東京・大阪の各相談コーナー

本部TEL03(5400)4331

東京TEL03(3551)5276

大阪TEL06(6941)2244

建退共各都道府県支部へ

ホームページ <http://www.alles.or.jp/~kentail/>

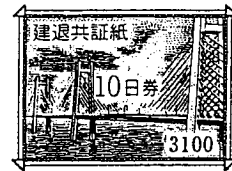
制度改正に伴う手続き

- 1 平成15年10月1日以降は新しい共済証紙しか販売しておりません。

平成15年10月1日以降は、旧証紙は販売いたしませんので平成15年9月30日まで就労する見込みがある場合及び9月分を翌月購入している場合は、必要見込みの証紙を9月30日までに購入してください。



[1日券] 310円



[10日券] 3,100円

(注) 現物は赤色(中小企業用)、青色(大手企業用)で印刷されています。

- 2 旧証紙は新証紙と交換して下さい。

旧証紙が残っている場合は、最寄の金融機関で「共済契約者証」を提示し、次の期間内に証紙の交換を申し出て下さい。

(交換期間)

(取扱い窓口)

平成15年10月1日～平成15年12月末日	金融機関(代理店)
平成16年1月1日～平成16年6月末日	みずほ銀行本・支店のみ
平成16年7月1日～平成17年9月末日	建退共事業本部のみ

- 3 共済手帳はそのままお使い下さい。

1. 平成15年9月末日までに発行された共済手帳はそのままご使用下さい。
2. 平成15年9月末日までの就労分は旧証紙を、平成15年10月1日からの就労分は新証紙を貼って下さい。